

## DX 応用・実践研修 公募型プロポーザル実施要領

### 1. 趣旨

この実施要領は、桜川市が「DX 応用・実践研修」（以下「本研修」という。）を委託するにあたり、受注者を公募型プロポーザル方式により選定するため、必要な事項を定めるものである。

### 2. 業務概要

#### (1) 委託業務名

DX 応用・実践研修

#### (2) 業務内容

別紙「DX 応用・実践研修 委託業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。なお、仕様書には、提案にあたり最低限の必要事項を記載しており、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

#### (3) 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 13 日（金）まで

#### (4) 見積限度額

7,661,500 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 桜川市建設工事等入札参加資格審査規程（平成 17 年桜川市告示第 7 号）に規定する競争入札参加資格者名簿に登載されていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

(3) 茨城県建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成 6 年 7 月 14 日付け監第 692 号）又は桜川市建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 17 年訓令第 36 号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 桜川市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 17 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがされていないこと。

(6) 複数の企業による共同体で参加する場合は、全ての構成員が（1）～（5）の要件を満たす者であること。

### 4. 実施要領等の公表

本業務の公募と同時に、桜川市公式ホームページで公表する。公募に係る書類・様式は、市公式ホームページからダウンロードして入手すること。

[桜川市公式ホームページ] <https://www.city.sakuragawa.lg.jp/>

※トップページ → 「ビジネス・行政」 → 「入札・契約情報」 → 「入札・契約に関するお知らせ」  
→ 「DX 応用・実践研修委託業務に係る公募型プロポーザルの実施について」

## 5. 参加手続

参加資格を満たし、本プロポーザルに参加を希望する者（以下「提案者」という。）は、仕様書の内容を踏まえ、次の書類を提出すること。

（1）提出書類 ※用紙サイズは、全て A4 判とする。

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 事業者概要書（様式第2号）
- ウ 業務実績書（様式第3号）
- エ 実施体制調書（様式第4号）
- オ 企画提案書（任意様式）
- カ 参考見積書（任意様式）

（2）提出期限

令和7年6月18日（水）17時（必着）

（3）提出先

桜川市市長公室職員課

（メールアドレス、住所等は「12. 担当部署」を参照してください。）

（4）提出方法

電子メール、郵送又は持参により提出すること。

ア 電子メール

提出書類を PDF 形式に変換し、電子メールに添付して提出すること。

※ メールの件名は「【企画提案】DX 応用・実践研修（事業者名）」としてください。

※ メール1通あたり、ファイル容量8MB 以内としてください。容量が大きい場合は、分割して送付、又は、大容量ファイル送信サービス等により送付してください。（容量が大きい場合、不達となる場合があります。）

※ メール送信後、2営業日以内に返信がない場合は、メール到達の有無を電話で確認してください。

イ 郵送

書留郵便で送付すること。

※ 封筒の表に「DX 応用・実践研修 企画提案書在中」と朱書き願います。

ウ 持参

事前に電話連絡の上、平日の9時から17時の間に持参すること。

（土曜日、日曜日、祝日は受け付けません。）

## 6. プレゼンテーション審査の実施

市職員で構成する審査委員会（以下「審査委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。

（1）プレゼンテーション審査の内容

プレゼンテーションは、原則として提出された「5.（1）オ 企画提案書」に沿った内容とし、追加資料の配付は認めない。なお、プロジェクター等の機材を使用する場合は、あらかじめ申し出ること。

※ パソコン、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、市が用意したものを使用してください。

(2) 提出資料

「5. (1) オ 企画提案書」を印刷したものを、9部持参すること。

(3) 実施日

令和7年6月26日(木)

※ 時間、場所等の詳細は、提案者に別途連絡します。

※ プレゼンテーションの順番は、参加表明書の受付順とします。

(4) 出席者

3名以内とし、説明は本業務に直接関わる者とする。

(5) 所要時間

1提案者あたり説明(15分)及び質疑(10分)を予定(変更の可能性あり)。

7. 優先交渉権者の選定

(1) 優先交渉権者の選定方法

ア 審査委員会が、プレゼンテーションによる説明を受け、「(2) 評価基準」に基づき評価を行い、点数の合計が最も高い提案者を優先交渉権者として選定する。

イ 点数の合計が最も高い提案者が複数あった場合は、審査委員会の評決による。

ウ 審査内容及び審査経過については、非公表とする。

(2) 評価基準

項目	評価の視点	配点
業務実績	本業務と同種または類似業務の実績や経験があるか。	5
取り組み方針	本市の状況、課題、特性を的確に把握した提案となっているか。	5
業務計画	研修プログラムが具体的で、実現可能なスケジュールとなっているか。	10
提案内容(1)	研修の実施方法や手法が効果的か。	25
提案内容(2)	高度な知識や専門的な技術を生かした的確性、独創性のある提案となっているか。	25
研修体制	研修を円滑に進められるサポート体制となっているか。	10
資料作成・プレゼンテーション能力	企画提案書の内容が分かりやすくまとめられており、説明がわかりやすくなっているか。	5
費用対効果	費用に対して適切な効果が期待できるか。	10
その他	仕様のほか、特別な提案があったか。	5
審査員一人当たりの持ち点		100

(3) 審査結果

ア 審査の結果は、全ての提案者に対し郵送にて通知する。

イ 優先交渉権者の名称を、市公式ホームページで公表する。

ウ 審査結果等についての問合せ及び異議申立ては受け付けない。

## 8. 契約手続

優先交渉権者と市で業務内容等を協議し、仕様書を確定した上で、随意契約により契約を締結する。  
なお、優先交渉権者と契約に係る調整が整わない場合は、点数の合計が2番目に高い提案者と交渉を行う。

## 9. 質問の受付及び回答

### (1) 提出方法

質問書（様式第5号）を作成し、電子メールに添付して提出すること。

※メールの件名は「【質問】令和7年度DX応用・実践研修（事業者名）」としてください。

### (2) 受付期限

令和7年5月28日（水）17時（必着）

### (3) 回答方法

提出された質問への回答は、全ての質問について取りまとめ、令和7年6月4日（水）17時までに市公式ホームページに掲載する。

## 10. 留意事項

(1) 本プロポーザルに関する費用は、提案者の負担とする。

(2) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書及び企画提案書を無効とする。

(3) 提出された参加表明書、企画提案書及び関係資料は返却しない。

(4) 提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び関係資料の差し替え及び再提出は認めない。

(5) 本プロポーザルのために市から受領した資料は、市の了解なく公表、使用してはならない。

## 11. スケジュール

日時	項目	備考
令和7年5月16日（金）	手続開始	市公式ホームページに掲載
令和7年5月28日（水） 17時	質問書の提出期限	電子メール
令和7年6月4日（水） 17時	質問書への回答	市公式ホームページに掲載
令和7年6月18日（水） 17時	参加表明書・企画提案書 等の提出期限	電子メール、郵送又は持参
令和7年6月26日（木）	プレゼンテーション審査	
令和7年7月上旬	優先交渉権者の決定	・ 郵送により通知 ・ 市公式ホームページに掲載
令和7年7月中旬	契約締結	

## 12. 担当部署

桜川市 市長公室 職員課

〔住所〕〒309-1293 茨城県桜川市羽田1023番地（桜川市役所 大和庁舎 2階）

〔電話番号〕0296-58-5111（代表）

〔メールアドレス〕syokuin\_s@city.sakuragawa.lg.jp